介護予防通所介護重要事項説明書

＜　平成２９年０４月０１日　現在　＞

１．当施設が提供するサービスについての相談窓口

電　話　　０２４－９６２－３９３９（月～土：9時～17時）

※日曜日、お盆休み、年末年始を除く

担　当　　（　　池田　良子　　）

※ご不明な点は、どんなことでもおたずねください。

２．デイサービスセンターおおつきの概要

(1). 当事業の目的

事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがって、要支援状態の利用者に対し、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう心身機能の維持、回復、向上を目標に、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を提供し生活機能の維持又は向上を図り、目標達成に結びつくようサービスを提供することを目的とします。

(2). 提供できるサービスの種類

サ　ー　ビ　ス　名	介護予防通所介護
施　設　名　称	デイサービスセンター　おおつき
所　在　地	福島県郡山市大槻町字西勝ノ木５番地の１
介護保険指定番号	福島県　０７７０３００９４５　号
サービスを 提供する対象地域	・郡山市大槻町全域 ・郡山市逢瀬町（夏出除く） ・郡山市三穂田町全域 ・郡山市片平町全域 ・郡山市富田町の国道49号線以西の以下の地域 塩の草、権現林、木葉山、久根下、双又、丸山、諏訪内、諏訪前、諏訪西、五輪下、天神南、池ノ上、石阿弥陀、鍛冶田、下堰、大堰、中ノ目、鶴蒔田、上鶴蒔田、豊年田、町西、五斗蒔田、西町下、向舘、大十内、十文字、舘南、下西田、大徳、上亀田、上西田、大徳南、下小次郎木、墨染の一部（7、9、10、12） ・その他市内の以下に示す町名（方部民生委員協議会地区における開成地区と桑野地区の国道49号線以西、小山田地区、大成地区） うねめ町、上亀田、下亀田、亀田西、小関谷地、希望ヶ丘、亀田１～２丁目、島１～２丁目、開成３・５・６丁目、台新１～２丁目、堤１～３丁目、鳴神１～３丁目、柏山町、土瓜１～２丁目、中野１丁目、静町

(3). 同センター職員の勤務体制と職務内容について

所　長	１人（他事業兼務）
生活相談員	3人（兼務）
理学療法士	１人
看護師　兼　機能訓練指導員　兼　介護員	5人（内非常勤1）
介護員	15人（内非常勤12）

各職員の職務内容は、下記の内容です。

職　　種	職　務　内　容
所　長	事業所の管理
生活相談員	利用者の相談、利用者、家族の相談援助
理学療法士	利用者の機能訓練の指導及び実施
看　護　師	利用者の健康管理、利用者の機能訓練、身の回りの支援、相談
介　護　員	利用者の身の回りの支援、相談

サービス提供時間帯を通しの配置人員は下記の通りです。

所　長	１人	生活相談員	１人	介護員	利用者15人以内の場合１人以上、利用者15名を超え１名増えるごとに0.2名以上の配置
機能訓練指導員	１人	看　護　師	１人		

(4). 同施設の設備の概要（80人定数の介護老人福祉施設併設）

定　　数	４０人（一体的に行う通所介護の定数との合計）
食　　堂	１１１．９㎡
デイルーム･機能訓練室	２４２．６㎡
浴　　室	特殊浴槽・リフト付個人浴槽・一般浴槽
送迎車	リフト車・普通ワゴン・マイクロ・軽車両

(5). 営業時間・サービス提供時間

月～土曜日	営業時間：9時から18時、サービス提供時間：9時40分～17時
日曜日	定　休　日

※　緊急連絡先　　０２４－９６２－３９３９

※　日曜日の他の休業日

年末年始（12月30日～1月3日）・お盆（3日間：8月12日～14日：変動あり）

３．サービス内容

サービスは、通所介護サービスと一体的に提供し、その内容は利用者個々の介護予防通所介護計画に従い、次の中から選択的に行ないます。

(1). 送迎、食事の提供、入浴介助、アクティビティ（集団的レクリエーション、創作活動等の機能訓練）、生活相談、その他必要な介護等、サービス提供時間中をとおして必要な援助。

(2). 運動器機能向上サービスの実施と生活機能向上グループ活動

４．利用料金

お支払いいただく料金は保険者が発行する負担割合証に記載されている負担割合で、１割、ないしは２割の負担額となります。

※１割の方は、①本人の合計所得金額が１６０万円未満。②本人の合計所得が１６０万円以上あり、同一世帯の第１号被保険者の年金収入、その他の合計所得金額が単身世帯で２８０万円未満、２人以上の世帯で３４６万円未満の方が対象となります。

※２割の方は、本人の合計所得金額が１６０万円以上ある②以外の方が対象となります。

(1) 基本利用料金

１月あたりの料金	要支援１	１６，４７０円
	要支援２	３３，７７０円

(2) 運動器機能向上サービス費
１月あたり　２，２５０円

(3) 生活機能向上グループ活動費
１月あたり　１，０００円

(4) サービス提供体制強化加算費
要支援１の方は、１月あたり７２０円
要支援２の方は、１月あたり１，４４０円

(5) 同一建物に対する送迎減算（要件該当者のみ）
要支援１の方は月当たり３，７６０円が減算
要支援２の方は月当たり７，５２０円が減算

(6) 介護職員処遇改善加算費
基本サービス費に各種加算減算を加えた所定単位数の5.9%分の加算が算定されます。

(7) 昼食代　１食あたり　５００円
（尚、当日8時30分以降キャンセル、又はサービス中止・中断された場合も料金が発生致します。）

(8) その他
① おむつ代、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。
おむつ代：M（１００円）・L（１２７円）．尿取りパット（２５円）
リハビリパンツ：M（９２円）・L（１０３円）
② サービスを提供する対象地域外からのご利用について契約を締結した場合、その交通費については、対象地域境界から距離数で算定し、1km当り20円とします。
③ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があり、その時は、一旦１日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。そして利用者が介護保険者の窓口にその証明書を提出することにより、差額の払戻しを受けることができます。

５．利用料金の支払い方法

お支払いは原則としてご利用者の口座からの引落しの方法でお願いします。

毎月、１０日過ぎに前月分の請求し、当月２７日（土・日・祝日の場合は当該金融機関の翌営業日）に引落しさせて頂きます。お支払い頂きましたら領収書を発行します。

６．サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

当事業所に依頼があった後、電話連絡により日程調整し当職員がお伺いさせていただきます。「社会福祉法人くわの福祉会　個人情報管理規程」（以下「個人情報管理規程」と記す）第１０条に基づき、利用者の日常生活全般の状況を収集させていただきます。

利用者様の納得の上、介護予防通所介護計画作成と同時に契約を締結し、サービス提供を開始させて頂きます。

（２）サービス利用契約の終了

①　ご利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の１週間前までに文書でお申し出ください。

②　当センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了の１ヶ月前までに文書で通知いたします。

③　自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

ア）ご利用者が他の介護保険施設に入所した場合

イ）ご利用者がお亡くなりになった場合

ウ）介護保険給付でサービスを受けているご利用者の要介護認定区分が、要介護１～５（※この場合、通所介護で再度契約することができます）・非該当（自立）と認定された場合

④　その他

ア）当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者ご家族などに対し社会通念を逸脱する行為を行った場合、また、当法人が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

イ）ご利用者が、サービス利用料金の支払いを１ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず１０日以内に支払わない場合、ご利用者が正当な理由なくサービス中止をしばしば繰り返した場合、ご利用者が入院もしくは病気等により３ヶ月以上にわたって、サービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、また、ご利用者やご家族などが当センターや当センターの従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合があります。

７．当施設のサービスの特徴等

（１）運営の方針

デイサービスセンターおおつきをはじめとした当施設は、郡山を中心とした地域のみなさんの高齢者福祉への切実な要望から、自ら「特別養護老人ホームをつくる会」（平成８年６月）を結成し、広く市民のみなさんに訴え、協力の輪を広げ 5000 人にのぼる協力者の結集によって、その基礎を築いてきた施設です。

その協力者のみなさんをはじめ、広く地域のみなさんとともに「高齢期を安心して暮らせる」地域づくりの一環として当施設の運営を位置づけ、高齢者の人権、プライバシー、社会参加を重視したものとしています。

８．緊急時・事故発生時の対応方法と協力病院について

（１）緊急時・事故発生時の連絡対応について

サービスの提供中に容態の急変等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、介護予防支援事業所等へ連絡し必要な措置を講じます。また、サービスの提供中の不慮の事故の発生時は、前述の連絡に加え関係市町村と県にも連絡し連携のもとに必要な措置を講じます。

（２）緊急時・事故発生時の医療的対応について

サービス提供中の急激かつ重篤な容態の変化や不慮の事故等で緊急な医療的対応が必要と事業所が判断した場合、前項に優先し当センターの協力病院との連携のもと必要な措置を講じます。

（３）事故等に対する賠償の対応について

サービス提供中、当センターの責任による事故等でご利用者の生命･身体･財産に損害を及ぼした場合、その損害を賠償します。

（４）協力病院

桑野協立病院・・・２４時間対応

９．非常災害対応

（１）災害時の対応

消防防災計画のもと自衛消防防災組織を中心に平常からの設備点検、防災上の指導を行い適切な対応が行えるようにします。

（２）防災設備

全館火災報知器、スプリンクラー、消防署自動通報システム、防火区画細分化、屋内散水栓、全面耐火建築

（３）防災訓練

避難訓練　　・・・月１回実施　　総合防災訓練　・・・年２回実施

１０．サービス内容に関する相談・苦情

(1). 当施設の相談・苦情受付担当、苦情解決責任者、第三者委員

・相談・苦情受付担当　：　池田　良子（主任）【℡962－3939】
・苦情解決責任者　：　森田　たき子（施設長）【℡962－3939】
・第三者委員　：　石田　陽子（くわの福祉会評議員）
郡山市大槻町西ノ宮西 24 - 10【℡951 - 7888】
斉藤　征男（元行政職員）
郡山市喜久田町四十坦 15 - 4【℡938 - 3520】
清野　晃　（ボランティアサークル松葉の会会長）
郡山市久留米４丁目 46－5　【℡090-3122-9020】
東瀬　聖子（ケアハウス利用者家族）
岩瀬郡鏡石町鏡田 85－51【0248－62－3309】

(2). その他

当施設以外での相談・苦情窓口等の受付。

※　郡山市：　保健福祉部　介護保険課（0120-65-3736）
※　福島県：　福島県国民健康保険団体連合会（024-528-0040）
※　県社協：　福島県社会福祉協議会（024-523-1251）

１１．当法人の概要

（１）名称・法人種別　　社会福祉法人　くわの福祉会
（２）代表者役職・氏名　　理事長　先﨑　伍郎
（３）本部所在地・電話　　福島県郡山市大槻町字西勝ノ木５番地の１
０２４－９６２－３９３９

１２．記載内容の基準日

２０１７年０４月０１日

年　　月　　日

介護予防通所介護の利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業所
所在地　　郡山市大槻町字西勝ノ木５番地の１
名　称　　デイサービスセンター　おおつき

代表者　　所長　　森　田　　たき子　　印

説明者　　印

私は、契約書および本書面により、事業所から介護予防通所介護の利用についての重要事項の説明を受けました。

利用者
住　所

氏　名　　印

（代理人）　　印